

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

令和元年10月1日より

指定給水装置工事事業者制度は**5年ごとの更新**が必要になります。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、令和元年10月1日より「水道法の一部を改正する法律」が施行されます。これにより、指定給水装置工事事業者制度に更新制度が導入されます。

有効期間が従来の無期限から5年間となり、指定の更新がない場合は失効となります。

令和元年10月1日までに指定を受けている給水装置工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なりますのでご注意ください。

指定を受けた日	政令で定められた初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和元年9月30日～令和2年9月29日の1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和元年9月30日～令和3年9月29日の2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日～令和4年9月29日の3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日～令和5年9月29日の4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日～令和6年9月29日の5年間

初回更新の申請期間については、手続きの平準化のため、複数回に分散して実施する予定です。更新の対象となる指定給水装置工事事業者様宛に、別途通知いたします。

なお、郵便の不着等による再通知はいたしませんので、ご注意ください。(事業所の名称や所在地に変更がある場合は直ちに変更の手続きを行ってください。)

更新の基準(新規の指定の場合と同様)

久万高原町指定給水装置工事事業者に関する規程第3条に定める基準を満たす者

- ① 事業所ごとに指定給水装置主任技術者を置く者
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の保有する者
- ③ 水道法第25条の3に規定された欠格要件に該当しない者

更新申請に必要な書類(新規の指定申請の場合と同様)

- ・ 指定申請書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号)
- ・ 機械器具調書(様式第1号別表・機械器具の写真を添付)
- ・ 定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- ・ 給水装置工事主任技術者選任届出書(様式第9号・免状の写しを添付)

指定手数料 5,000円(給水条例第33条)

指定申請時に次の4項目について確認を行います

事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認します。

- ① 指定給水装置工事事業者の講習会の受講状況(受講修了証等で確認)
- ② 業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- ③ 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況(経験・配管技能資格の有無)